

○生活介護サービス費（一部抜粋）

福祉・介護職員等処遇改善加算	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	(1月につき 十所定単位×93/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 指定障害者支援施設において行った場合 (1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ (1月につき 十所定単位×113/1,000) (2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ (1月につき 十所定単位×117/1,000) (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ (1月につき 十所定単位×0/1,000) (4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ (1月につき 十所定単位×0/1,000) (5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×96/1,000) (6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十所定単位×79/1,000)
	(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	(1月につき 十所定単位×97/1,000)	
	(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	(1月につき 十所定単位×92/1,000)	
	(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	(1月につき 十所定単位×96/1,000)	
	(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき 十所定単位×79/1,000)	
	(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき 十所定単位×67/1,000)	